

令和5年10月2日  
釧路開発建設部

# 工事入札（総合評価落札方式）における 提出書類の一部事前受付について

## 1, 目的

工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札(総合評価落札方式)の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、**入札時に提出する競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という）のうち、入札手続きごとに変動しない項目に関する技術資料の事前受付**を行い、入札手続きの簡素化を図ります。

なお、本試行は、受付のみであり、「事前評価」ではありませんので、受付受領された資料の評価の可否については連絡を行いません。

また、事前受付を希望しない場合は、従来どおり工事ごとの提出で構いません。

## 2, 適用工事と対象工事

事前受付が適用されるのは、当部発注工事のうち令和5年11月14日～令和6年7月31日に入札公告を行う、「**一般土木（道路・河川・港湾・空港・漁港・農業）・舗装・維持・しゅんせつ**」とする。

## 3, 対象企業

事前受付の対象企業は以下の通りです。

- (ア) **釧路開発建設部管内**に、建設業法に基づいて工事を施工するために必要な建設業法許可を受けた**本店**が所在すること。
- (イ) 北海道開発局において「**一般土木（道路・河川・港湾・空港・漁港・農業）・舗装・維持・しゅんせつ**」に係る競争参加資格を受けていること。（経常建設共同企業体を除く。）

※上記(ア)かつ(イ)を満たす企業であること。

## 4, 受付期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月31日（火）

## 5、事前受付の対象項目

「企業」に関する「優良工事表彰等の有無・災害活動の実態等・維持工事の施工実績」が対象となります(詳細は別紙のとおり)。

なお、「配置予定技術者」は事前受付の対象外となります。

事前受付されることで、適用期間(R5.11/14～R6.7/31 公告分有効)に「**一般土木(道路・河川・港湾・空港・漁港・農業)・舗装・維持・しゅんせつ**」の工事の入札に参加した場合はこれらの項目に関する技術資料をその都度提出する必要がなくなります。

※事前受付後に「受付済事前受付票」を発行しますので、代わりにこちらを提出することになります。詳細は以下「8. 事前受付後の取扱い」を参照。

## 6、事前受付の提出書類

- ①令和5年度 総合評価落札方式 事前受付票
- ②優良工事表彰等の有無(※上記①事前受付票への記載のみでよい)
- ③災害活動の実態等(事前様式1-1、1-2)
- ④維持工事の施工実績(道路のみ)(事前様式2)
- ⑤上記③～④を確認できる資料(※PDF形式で提出)

※受付票及び各様式に記載されている注釈等を十分確認のうえ作成してください。

## 7、事前受付の提出書類の提出方法

電子メールにて以下のメールアドレス宛に「①事前受付票」、「③～④各様式」及び「⑤確認資料」を電子媒体(①～④はエクセル形式1つのファイル、⑤はPDF形式)で送信してください。

E-mailアドレス:hkd-ks-jizenuketuke@gxb.mlit.go.jp

※送信にあたっては、かならずウイルスチェックを行い、送信容量は10MB 以内としてください。

【問い合わせ先】

北海道開発局釧路開発建設部 技術管理課 事業専門官

電話 0154-24-7148(ダイヤルイン)

## 8, 事前受付後の取扱い

### (1)「受付済事前受付票」の送付

提出された「令和5年度 総合評価落札方式 事前受付票」については、当部において内容を確認後に順次、提出企業に「受付済事前受付票」(事前受付票に受付印を押印後、PDF形式にしたもの)として電子メールにて送付します。

### (2)「受付済事前受付票」の使用

「受付済事前受付票」は釧路開発建設部において令和5年11月14日から令和6年7月31日までに入札公告を行う「一般土木(道路・河川・港湾・空港・漁港・農業)・舗装・維持・しゅんせつ」の総合評価落札方式における技術資料の添付書類として使用できます。

「受付済事前受付票」は入札参加する対象工事の技術資料に添付することで、対象項目に係る各別記様式及び確認資料の提出が不要となります。

### (3)「受付済事前受付票」に変更がある場合

事前受付の資料を提出後、資料の変更があった場合は下記のとおりとします。

①事前受付期間中の場合は、修正した資料を再提出してください。

②事前受付が終了している場合は、参加希望工事の公告後に競争参加資格確認資料(技術資料)を従来通り(電子入札システム)に変更分を提出してください。

ただし、令和5年度の「インフラDX大賞」を受賞された場合は賞状の写し、令和6年度の「災害協定」を締結された場合は協定書の写しを提出することで、事前受付の変更を可能とします。

なお、提出方法は、「7. 事前受付の提出書類の提出方法」でご確認ください。